

「あいち戦国姫隊」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県の歴史的な魅力を活かした観光客の誘致及び地域の活性化を図るため、「あいち戦国姫隊」の登録商標（商標登録第5507856号。以下「商標」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(商標に関する権利)

第2条 商標に関する一切の権利は県に属する。

(商標の使用範囲)

第3条 商標を使用する指定商品又は指定役務の区分及び当該区分に属する指定商品又は指定役務は、別表のとおりとする。

(使用許諾)

第4条 商標を使用しようとする者（以下「使用申請者」という）は、あらかじめ知事の許諾（商標法（昭和34年法律第127号）第31条第1項の規定による通常使用権の許諾をいう。）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 県の機関が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- (3) その他知事が適当と認める場合

(使用許諾の申請)

第5条 使用申請者は、「あいち戦国姫隊」商標使用許諾申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 使用申請者の概要が分かる資料（使用申請者が法人その他団体である場合に限る。）
- (2) 商標の使用見本
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用許諾書の交付等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、第4条の許諾（以下「使用許諾」という。）の可否を審査する。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は審査対象から除く。

- (1) 県の利益又は商標のイメージを損なうおそれがあると認められる場合。
- (2) 商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (3) 宗教的行事、政治活動等のために使用すると認められる場合。
- (4) 県の信用または品位を害すると認められる場合。
- (5) 第三者の利益を害すると認められる場合。
- (6) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2

条の風俗営業を営む者が使用するとき。

- (8) 使用申請者（使用申請者が法人である場合にあっては、当該使用申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合。
 - (9) その他知事が不相当と認める場合。
- 2 知事は、使用許諾をする場合は、「あいち戦国姫隊」商標使用許諾通知書（別記様式第2号）により使用申請者に通知するものとする。
 - 3 知事は、使用許諾をする場合は、条件を付することができる。
 - 4 知事は、使用申請者が前条の規定による使用許諾の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。
 - 5 知事は、使用許諾をしない場合は、「あいち戦国姫隊」商標使用不許諾通知書（別記様式第3号）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用許諾期間）

- 第7条 使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）の商標使用期間は、使用許諾の日から当該日の属する年度内であって知事が必要と認める日までとする。
- 2 前項の使用期間満了後において、引き続き商標を使用しようとするときは、改めて使用許諾を受けなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、使用者は、使用許諾された内容を変更しない限り、在庫整理の期間については、第1項の期間満了後6ヶ月間は引き続き商標を使用することができるものとする。

（使用料）

第8条 商標の使用料は、当分の間、原則無料とする。

（遵守事項）

- 第9条 使用者は、商標の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 県が県内外へ発信している「武将のふるさと愛知」のコンセプトを十分に理解し、その公共性を尊重して商標を使用すること。
 - (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
 - (3) 商標等の使用又は宣伝広告に際しては、使用許諾通知書に記載の許諾番号をその商品等、包装、広告等に付すこと。ただし、知事が許諾番号を付さないことができると認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 使用許諾された内容のみに使用すること。また、使用許諾に際して、「この商標は商品の品質を保証するものではないと記載すること」等知事による条件を付された場合は、それに従うこと。
 - (5) 使用許諾を受けた商品等の完成品を、完成後30日以内に知事に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他商品等の状況が分かる資料の提出をもって代えることができる。

なお、第 41 類の使用については、使用許諾期間終了後 30 日以内に、使用状況が分かる資料を知事に提出すること。

- (6) 類似の商標の登録出願を行わないこと。
- (7) 商品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (8) 商品等の使用や役務の提供にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、その他県から要請があった場合は、速やかに使用状況を報告すること。
- (9) 第三者が著作権、パブリシティ権等を有する素材を利用する場合は、権利者から使用許諾を受けること。
- (10) 他者による商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに県に報告すること。

(使用許諾事項の変更)

第 10 条 使用者は、使用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、「あいち戦国姫隊」商標使用許諾変更申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出し、改めて使用許諾を受けなければならない。

- 2 知事は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用許諾をする場合は、「あいち戦国姫隊」商標使用許諾変更通知書（別記様式第 5 号）により、使用許諾しない場合は、「あいち戦国姫隊」商標使用不許諾通知書（別記様式第 3 号）により、使用申請者へ通知するものとする。

(使用許諾の取り消し等)

第 11 条 知事は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消し、使用者に対し商品等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 使用者がこの要綱または使用許諾の条件に違反したとき。
 - (2) 第 5 条又は前条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (3) 使用者が第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) その他商標の使用を継続することが不相当であると認められたとき。
- 2 前項の規定により使用許諾が取り消された場合において、使用者は、使用許諾を取り消された日から商標を使用することができないものとする。
 - 3 知事は、第 1 項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の中止)

第 12 条 使用者は、商標の使用を中止しようとするときは、使用中止届（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(使用状況の報告等)

第 13 条 知事は、使用者に商標の使用状況について報告を求め、または調査することができるものとする。

(使用の非独占・県の非推奨等)

第 14 条 この要綱による使用許諾は、使用者が自己の商標とするなど、独占して商標を使用する権利を付与するものではなく、かつ、商品等又は使用者について県による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第 15 条 県は、使用許諾に係る商標の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者が商標の使用に際して、故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、2015 年 8 月 7 日から施行する。

この要綱は、2017 年 3 月 3 日から施行する。

この要綱は、2020 年 11 月 6 日から施行する。

この要綱は、2026 年 2 月 27 日から施行する。

別表

区分	指定商品又は指定役務
第9類	電気通信機械器具, 携帯電話機用のストラップ, 眼鏡, 家庭用テレビゲーム機用プログラム, 携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, メトロノーム, 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, レコード, インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル, インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル, 録画済みビデオディスク及びビデオテープ, 映写フィルム, スライドフィルム, スライドフィルム用マウント, 電子出版物
第16類	紙製のぼり, 紙製旗, 衛生手ふき, 紙製タオル, 紙製テーブルナプキン, 紙製手ふき, 紙製ハンカチ, 紙類, 文房具類, 印刷物, 書画, 写真, 写真立て
第24類	布製身の回り品, かや, 敷布, 布団, 布団カバー, 布団側, まくらカバー, 毛布, 織物製テーブルナプキン, ふきん, のぼり及び旗(紙製のものを除く。), 織物製椅子カバー, 織物製壁掛け, カーテン, テーブル掛け, どん帳, 布製ラベル
第30類	茶, コーヒー, ココア, 菓子, パン, サンドイッチ, 中華まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, ホットドッグ, ミートパイ, 肉まんじゅう, 穀物の加工品, ぎょうざ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 弁当, ラビオリ, 米, 脱穀済みのえん麦, 脱穀済みの大麦
第41類	セミナー・シンポジウム・会議・講演会・研修会の企画・運営又は開催及びこれらに関する情報の提供, 電子出版物の提供, 図書及び記録の供覧, 図書の貸与, 書籍の制作, 映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営及びこれらに関する情報の提供, 映画の上映・制作又は配給, インターネット等の電気通信を利用した画像・映像の提供, 演芸の上演及びこれに関する情報の提供, 演劇の演出又は上演及びこれらに関する情報の提供, 音楽の演奏及びこれに関する情報の提供, コンサートの上演, インターネット等の電気通信を利用した音楽・音声の提供, 地域の振興を図るための興行の企画・運営又は開催及びそれらに関する情報の提供, 興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)及びこれらに関する情報の提供